

## 労働者に対する商品買取り強要等についての労働関係法令上の整理について

令和 5 年 11 月 15 日

厚 生 労 働 省

労働者に対する商品買取り強要等について、労働関係法令違反に該当するかどうかは、個別事案の実態に応じ判断するものであるが、一般論として、以下のとおり考えることができる。

## (1) 雇用されている会社から、自社商品の購入を労働者が求められた場合

- ・ 労働者に作業用品その他の負担（労働契約によって労働者に経済的負担を課するもの）をさせる定めをする場合には、常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、これに関する事項を就業規則に定め、労働基準監督署に届出を行い、労働者に周知しなければならないが、就業規則の届出・周知を行っていない場合には、労働基準法違反となる（労働基準法第 89 条第 5 号、第 106 条第 1 項）。
- ・ 自社商品の購入代金を労使協定なく賃金から控除している場合には、労働基準法違反となる（労働基準法第 24 条）。
- ・ 労働者が自社商品の購入の求めに応じない場合に違約金を科すという規定が設けられており、当該規定を設けることが労働契約の不履行についての違約金の定めと評価される場合には、労働基準法違反となる（労働基準法第 16 条）。
- ・ 自社商品の購入の求めに応じないことを理由に労働者を解雇した場合には、解雇権濫用として、当該解雇措置が無効となる可能性がある（労働契約法第 16 条）。
- ・ 使用者としての立場を利用して、労働者に不要な商品を購入させた場合には、公序良俗に反し当該契約が無効となることや、不法行為として損害賠償責任が認められる可能性がある（民法第 90 条、第 709 条）。

## (2) 営業ノルマが課せられており、不足しているノルマを達成するために労働者自身で商品を購入した場合

- ・ 自社商品の購入代金を労使協定なく賃金から控除している場合には、労働基準法違反となる（労働基準法第 24 条）。
- ・ ノルマ未達成時は労働者の負担で商品を購入するという規定が設けられており、当該規定を設けることが労働契約の不履行についての違約金の定めと評価される場合には、労働基準法違反となる（労働基準法第 16 条）。
- ・ ノルマ未達成時に減給等の懲戒処分を行う場合、就業規則において懲戒の種類及び事由を定めていなければ、当該懲戒処分は無効となる。  
また、減給の制裁の定めをする場合には、常時 10 人以上の労働者を使用する

使用者は、これに関する事項を就業規則に定め、労働基準監督署に届出を行い、労働者に周知しなければならないが、就業規則の届出・周知を行っていない場合には、労働基準法違反となる（労働基準法第 89 条第 9 号、第 106 条第 1 項）。

さらに、減給の金額については一定の制限があるため、その制限を超えて減給の制裁を科した場合には、労働基準法違反となる（労働基準法第 91 条）。

労働契約法との関係では、仮に、ノルマ未達成を理由とした懲戒処分について、就業規則に規定がある場合であっても、単純にノルマ未達成だけを理由にこれらの措置をとった場合、当該措置は、懲戒権の濫用として無効となる可能性がある（労働契約法第 15 条）。他方で、ノルマの達成状況が労働者の勤務成績の事情として取り扱われる要素にはなり得る。

- ・ 使用者としての立場を利用して、労働者に不要な商品を購入させた場合は、公序良俗に反し当該契約が無効となることや、不法行為として損害賠償責任が認められる可能性がある（民法第 90 条、第 709 条）。

### （3）営業ノルマが課せられており、ノルマが達成できなかったために労働者の人事評価が下げられた場合

- ・ ノルマ未達成時に人事評価を下げることは、労働基準法違反とはならない。
- ・ 不当な人事評価の引下げは、人事権の濫用として無効となる可能性があり、さらに、不法行為として損害賠償責任が認められる可能性がある（労働契約法第 3 条第 5 項、民法第 709 条）。
- ・ ノルマ未達成時に懲戒処分を行う場合、就業規則において懲戒の種別及び事由を定めていなければ、当該懲戒処分は無効となる。

また、懲戒処分等の制裁の定めをする場合には、常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、これに関する事項を就業規則に定め、労働基準監督署に届出を行い、労働者に周知しなければならないが、就業規則の届出・周知を行っていない場合には、労働基準法違反となる（労働基準法第 89 条第 9 号、第 106 条第 1 項）。

労働契約法との関係では、仮に、ノルマ未達成を理由とした懲戒処分について就業規則に規定がある場合であっても、単純にノルマ未達成だけを理由にこれらの措置をとった場合、当該措置は、懲戒権の濫用として無効となる可能性がある（労働契約法第 15 条）。他方で、ノルマの達成状況が労働者の勤務成績の事情として取り扱われる要素にはなり得る。

- ・ 使用者としての立場を利用して、労働者に不要な商品を購入させた場合は、公序良俗に反し当該契約が無効になることや、不法行為として損害賠償責任が認められる可能性がある（民法第 90 条、第 709 条）。